

令和4年5月 随意契約一覧（物品・委託契約）

項番	契約日	件名	契約の相手方	契約金額（円）	指定理由	根拠法令	担当課
1	5月2日	衛生害虫防除作業委託（単価契約）	公益社団法人墨田区シルバー人材センター	単価契約	指定事業者は、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」第37条第2項に規定するシルバー人材センターであり、本件は指定事業者から役務の提供を受ける契約である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号	生活衛生課
2	5月2日	住民記録管理システム標準化に伴う再構築に係る調達支援コンサル業務委託	株式会社日立コンサルティング	12,463,000	本業務を行うに当たり「墨田区プロポーザル方式実施要綱」に基づくプロポーザルを実施し、指定事業者を選定した（令和3年3月24日付け3墨企1第1983号決定）。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	ICT推進担当
3	5月2日	内部情報システムの再構築に係る調達支援業務委託	グラフィス・アーキテクト株式会社	22,000,000	本業務を行うに当たり「墨田区プロポーザル方式実施要綱」に基づくプロポーザルを実施し、指定事業者を選定した（令和3年3月24日付け3墨企1第1976号決定）。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	ICT推進担当
4	5月2日	英語活動体験の実施委託（単価契約）	株式会社インタラック関東南	単価契約	本業務は、「幼児期から中学校卒業までを見通した学習指導」を行うこととしている幼保小中一貫教育推進計画に基づいて実施するものである。指定事業者は、「小学校外国語活動・外国語科及び中学校英語指導員派遣（単価契約）」の受託者であり、本区の英語活動の実情を十分に把握しているため、本業務を最も効率的かつ効果的に履行することができる唯一の事業者である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	すみだ教育研究所
5	5月2日	「すみだトリフォニーホール」大規模修繕計画等支援業務委託	日建設計コンストラクション・マネジメント株式会社	2,420,000	本業務を行うに当たり「墨田区プロポーザル方式実施要綱」に基づくプロポーザルを実施し、事業者を選定した（令和元年6月10日付け31墨地文第274号決定）。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	文化芸術振興課
6	5月2日	墨田区自転車活用推進計画策定支援業務委託	東日本総合計画株式会社 首都圏支店	7,759,400	本業務を行うに当たり「墨田区プロポーザル方式実施要綱」に基づくプロポーザルを実施し、指定事業者を選定した（令和4年4月13日付け4墨整土第89号決定）。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	土木管理課
7	5月3日	投票箱送致用タクシーの借上（参議院議員選挙）（単価契約）	帝都自動車交通株式会社	単価契約	指定事業者は、墨田区内に営業所を有する業者のうち、投票日である日曜日に最大75台のタクシーを同時に配車できる唯一の事業者である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	選挙管理委員会事務局
8	5月9日	隅田公園における民間活力導入に係る事業者公募補助業務委託	株式会社東京ランドスケープ研究所	3,993,000	本業務に当たっては、令和3年度に本区が行ったサウンディング型市場調査で得た民間事業者の意向を詳細に把握・分析することが必須である。指定事業者は、当該調査について区の補助として携わっていることから、記録や成果だけでは把握しがたい民間事業者の意向を詳細に把握しているため、本業務を効果的かつ効率的に履行することができるのは、指定事業者以外にいない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	都市整備課

項番	契約日	件名	契約の相手方	契約金額（円）	指定理由	根拠法令	担当課
9	5月10日	墨田区立学校ICT利活用サポート体制運営等業務委託	株式会社ライオン事務器 東京本店	990,000	本件は、墨田区の学校ネットワーク等との接続やIPアドレスなどの設定情報が必要であるが、当該ネットワークに係る設定情報等は、セキュリティ確保の観点から当該ネットワークを設計・構築した指定事業者以外に開示しないため、本業務を履行することができるのは指定事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	庶務課
10	5月10日	「墨田区のお知らせ（新型コロナウイルス予防接種特集号）」の印刷	ヨシダ印刷株式会社 東京本社	1,483,900	「墨田区のお知らせ」の特集号として、区報に準拠した紙面づくりをする必要があり、本業務を履行することができるのは年間を通して区報の印刷をしている指定事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	保健予防課
11	5月10日	投票用紙自動交付機の保守点検委託（参議院議員選挙）	株式会社ムサシ 東京第一支店	544,500	本区が所有している投票用紙自動交付機は、すべて指定事業者製のため、当該機器の消耗品交換やメーカー修繕に迅速に対応することができるのは、指定事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	選挙管理委員会事務局
12	5月11日	新型コロナウイルス予防接種情報の副本登録に伴うすみだ健康情報システム改修委託	日本コンピューター株式会社 東京営業所	1,518,000	指定事業者は、墨田区で運用している当該システムの開発元であり、著作権上の理由から、本業務を履行することができるのは、指定事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	保健予防課
13	5月11日	ガスコンベクションオープン付属部品の交換業務委託	東京ガスNextone株式会社	806,300	指定事業者は、本製品の調達先であり、機器の構造及び取り扱いについて熟知している。また、墨田区小中学校においてガスコンベクションオープンを含むガス機器の取り扱い実績が豊富であり、本業務の履行にあたり、機器の微調整や小修繕、部品の交換等の必要がある場合、速やかに行うことができることから、本業務を確実かつ効率的に履行することができるのは、指定事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	学務課
14	5月11日	墨田区公園マスタープラン改定支援業務委託	一般財団法人日本緑化センター	4,939,000	本業務を行うに当たり「墨田区プロポーザル方式実施要綱」に基づくプロポーザルを実施し、事業者を選定した（令和4年4月18日付け4墨整都第104号決定）。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	都市整備課
15	5月12日	防犯対策電話録音機の購入	株式会社太知ホールディングス	3,080,000	【物品】 本事業開始時から平成30年度までは、都の落札業者製造の製品で貸与を行ってきたが、その製品では録音及び再生機能のみの仕様であり、使用者から利便性向上を望む要望があった。指定製品は、録音メッセージの自動上書き機能や状況に応じた警告メッセージ有無の選択が可能である等、使用者の利便性向上に資するものであり、同仕様を満たす製品は他にないため、指定製品を指定する。 【事業者】 本件の指定物品は、墨田区が指定事業者と直接契約した場合のみ購入できるものであるため、本業務を履行することができるのは、指定事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	安全支援課

項番	契約日	件名	契約の相手方	契約金額（円）	指定理由	根拠法令	担当課
16	5月13日	曳舟駅周辺地区まちづくり検討業務委託	独立行政法人都市再生機構 東日本都市再生本部	4,983,000	指定事業者は、東武曳舟駅前地区の課題である、木造密集市街地の解消や駅前広場などの公共施設整備等を目的としたまちづくりの検討業務を継続して受託している。このため、当地区のまちづくりの内容や経過を熟知しているだけでなく、これまでに権利者との間に構築した信頼関係や繋がりを有しており、現在のところ、本業務を履行することができるのは、指定事業者以外にいない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	拠点整備課
17	5月17日	墨田区のお知らせ（新型コロナウイルスワクチン予防接種特集号）の全戸配布委託（単価契約）	株式会社ゲンキ	単価契約	本件は、6月22日から実施する新型コロナウイルスワクチン4回目予防接種に係る情報を区民に周知する必要があるため、確実に業務を履行することができる事業者を早期に選定する必要があり、競争入札を行う時間的余裕がない。 指定事業者は予算額の範囲内で、かつ限られた期間内に全戸配布を行うことができる唯一の事業者である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	保健予防課
18	5月18日	鐘ヶ淵周辺地区優先整備路線1・2・3・5号線における土地価格鑑定業務委託	つばさ不動産鑑定株式会社	998,800	本業務は、道路拡幅整備に伴う用地取得の迅速かつ確実な手続きを担保する上で、該当路線の土地価格を複数の事業者によって同時期に調査し、客観的な評価を得るものであり、委託事業者の質を保つ必要があることから競争入札に馴染まない。 また、住宅市街地総合整備事業に係る用地買収対象地権者へ継続して用地交渉をする中で、事業者の入れ替わりにより年度毎の鑑定評価額に差が生じると地権者の再建計画等に影響が及ぶ可能性があることから、昨年度同地区の土地価格鑑定を受託した指定事業者と継続して契約を行う必要がある。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	防災まちづくり課
19	5月18日	鐘ヶ淵周辺地区優先整備路線1・2・3・5号線における土地価格鑑定業務委託	株式会社大川不動産鑑定事務所	997,700	本業務は、道路拡幅整備に伴う用地取得の迅速かつ確実な手続きを担保する上で、該当路線の土地価格を複数の事業者によって同時期に調査し、客観的な評価を得るものであり、委託事業者の質を保つ必要があることから競争入札に馴染まない。 また、住宅市街地総合整備事業に係る用地買収対象地権者へ継続して用地交渉をする中で、事業者の入れ替わりにより年度毎の鑑定評価額に差が生じると地権者の再建計画等に影響が及ぶ可能性があることから、昨年度同地区の土地価格鑑定を受託した指定事業者と継続して契約を行う必要がある。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	防災まちづくり課

項番	契約日	件名	契約の相手方	契約金額（円）	指定理由	根拠法令	担当課
20	5月18日	鐘ヶ淵周辺地区優先整備路線1・2・3・5号線における土地価格鑑定業務委託	東京建物株式会社	998,800	本業務は、道路拡幅整備に伴う用地取得の迅速かつ確実な手続きを担保する上で、該当路線の土地価格を複数の事業者によって同時期に調査し、客観的な評価を得るものであり、委託事業者の質を保つ必要があることから競争入札に馴染まない。 また、住宅市街地総合整備事業に係る用地買収対象地権者へ継続して用地交渉をする中で、事業者の入れ替わりにより年度毎の鑑定評価額に差が生じると地権者の再建計画等に影響が及ぶ可能性があることから、昨年度同地区の土地価格鑑定を受託した指定事業者と継続して契約を行う必要がある。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	防災まちづくり課
21	5月18日	鐘ヶ淵周辺地区優先整備路線4・9号線における土地価格鑑定業務委託	つばさ不動産鑑定株式会社	814,000	本業務は、道路拡幅整備に伴う用地取得の迅速かつ確実な手続きを担保する上で、該当路線の土地価格を複数の事業者によって同時期に調査し、客観的な評価を得るものであり、委託事業者の質を保つ必要があることから競争入札に馴染まない。 また、住宅市街地総合整備事業に係る用地買収対象地権者へ継続して用地交渉をする中で、事業者の入れ替わりにより年度毎の鑑定評価額に差が生じると地権者の再建計画等に影響が及ぶ可能性があることから、昨年度同地区の土地価格鑑定を受託した指定事業者と継続して契約を行う必要がある。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	防災まちづくり課
22	5月18日	鐘ヶ淵周辺地区優先整備路線4・9号線における土地価格鑑定業務委託	株式会社大川不動産鑑定事務所	728,200	本業務は、道路拡幅整備に伴う用地取得の迅速かつ確実な手続きを担保する上で、該当路線の土地価格を複数の事業者によって同時期に調査し、客観的な評価を得るものであり、委託事業者の質を保つ必要があることから競争入札に馴染まない。 また、住宅市街地総合整備事業に係る用地買収対象地権者へ継続して用地交渉をする中で、事業者の入れ替わりにより年度毎の鑑定評価額に差が生じると地権者の再建計画等に影響が及ぶ可能性があることから、昨年度同地区の土地価格鑑定を受託した指定事業者と継続して契約を行う必要がある。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	防災まちづくり課
23	5月18日	鐘ヶ淵周辺地区優先整備路線4・9号線における土地価格鑑定業務委託	東京建物株式会社	786,500	本業務は、道路拡幅整備に伴う用地取得の迅速かつ確実な手続きを担保する上で、該当路線の土地価格を複数の事業者によって同時期に調査し、客観的な評価を得るものであり、委託事業者の質を保つ必要があることから競争入札に馴染まない。 また、住宅市街地総合整備事業に係る用地買収対象地権者へ継続して用地交渉をする中で、事業者の入れ替わりにより年度毎の鑑定評価額に差が生じると地権者の再建計画等に影響が及ぶ可能性があることから、昨年度同地区の土地価格鑑定を受託した指定事業者と継続して契約を行う必要がある。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	防災まちづくり課

項番	契約日	件名	契約の相手方	契約金額（円）	指定理由	根拠法令	担当課
24	5月18日	鐘ヶ淵周辺地区優先整備路線10号線における土地価格鑑定業務委託	つばさ不動産鑑定株式会社	990,000	本業務は、道路拡幅整備に伴う用地取得の迅速かつ確実な手続きを担保する上で、該当路線の土地価格を複数の事業者によって同時期に調査し、客観的な評価を得るものであり、委託事業者の質を保つ必要があることから競争入札に馴染まない。 また、住宅市街地総合整備事業に係る用地買収対象地権者へ継続して用地交渉をする中で、事業者の入れ替わりにより年度毎の鑑定評価額に差が生じると地権者の再建計画等に影響が及ぶ可能性があることから、昨年度同地区の土地価格鑑定を受託した指定事業者と継続して契約を行う必要がある。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	防災まちづくり課
25	5月18日	鐘ヶ淵周辺地区優先整備路線10号線における土地価格鑑定業務委託	株式会社大川不動産鑑定事務所	952,600	本業務は、道路拡幅整備に伴う用地取得の迅速かつ確実な手続きを担保する上で、該当路線の土地価格を複数の事業者によって同時期に調査し、客観的な評価を得るものであり、委託事業者の質を保つ必要があることから競争入札に馴染まない。 また、住宅市街地総合整備事業に係る用地買収対象地権者へ継続して用地交渉をする中で、事業者の入れ替わりにより年度毎の鑑定評価額に差が生じると地権者の再建計画等に影響が及ぶ可能性があることから、昨年度同地区の土地価格鑑定を受託した指定事業者と継続して契約を行う必要がある。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	防災まちづくり課
26	5月18日	鐘ヶ淵周辺地区優先整備路線10号線における土地価格鑑定業務委託	東京建物株式会社	962,500	本業務は、道路拡幅整備に伴う用地取得の迅速かつ確実な手続きを担保する上で、該当路線の土地価格を複数の事業者によって同時期に調査し、客観的な評価を得るものであり、委託事業者の質を保つ必要があることから競争入札に馴染まない。 また、住宅市街地総合整備事業に係る用地買収対象地権者へ継続して用地交渉をする中で、事業者の入れ替わりにより年度毎の鑑定評価額に差が生じると地権者の再建計画等に影響が及ぶ可能性があることから、昨年度同地区の土地価格鑑定を受託した指定事業者と継続して契約を行う必要がある。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	防災まちづくり課
27	5月18日	京島二丁目優先整備路線における土地価格鑑定業務委託	つばさ不動産鑑定株式会社	779,900	本業務は、道路拡幅整備に伴う用地取得の迅速かつ確実な手続きを担保する上で、該当路線の土地価格を複数の事業者によって同時期に調査し、客観的な評価を得るものであり、委託事業者の質を保つ必要があることから競争入札に馴染まない。 また、住宅市街地総合整備事業に係る用地買収対象地権者へ継続して用地交渉をする中で、事業者の入れ替わりにより年度毎の鑑定評価額に差が生じると地権者の再建計画等に影響が及ぶ可能性があることから、昨年度同地区の土地価格鑑定を受託した指定事業者と継続して契約を行う必要がある。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	防災まちづくり課

項番	契約日	件名	契約の相手方	契約金額（円）	指定理由	根拠法令	担当課
28	5月18日	京島二丁目優先整備路線における土地価格鑑定業務委託	株式会社大川不動産鑑定事務所	689,700	本業務は、道路拡幅整備に伴う用地取得の迅速かつ確実な手続きを担保する上で、該当路線の土地価格を複数の事業者によって同時期に調査し、客観的な評価を得るものであり、委託事業者の質を保つ必要があることから競争入札に馴染まない。 また、住宅市街地総合整備事業に係る用地買収対象地権者へ継続して用地交渉をする中で、事業者の入れ替わりにより年度毎の鑑定評価額に差が生じると地権者の再建計画等に影響が及ぶ可能性があることから、昨年度同地区の土地価格鑑定を受託した指定事業者と継続して契約を行う必要がある。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	防災まちづくり課
29	5月18日	京島二丁目優先整備路線における土地価格鑑定業務委託	東京建物株式会社	752,400	本業務は、道路拡幅整備に伴う用地取得の迅速かつ確実な手続きを担保する上で、該当路線の土地価格を複数の事業者によって同時期に調査し、客観的な評価を得るものであり、委託事業者の質を保つ必要があることから競争入札に馴染まない。 また、住宅市街地総合整備事業に係る用地買収対象地権者へ継続して用地交渉をする中で、事業者の入れ替わりにより年度毎の鑑定評価額に差が生じると地権者の再建計画等に影響が及ぶ可能性があることから、昨年度同地区の土地価格鑑定を受託した指定事業者と継続して契約を行う必要がある。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	防災まちづくり課
30	5月18日	北十間川水辺活用協議会の運営支援業務委託	株式会社 P O D	1,500,000	北十間川水辺活用協議会は、昨年度に引き続き今年度も実施されるもので、指定事業者は、昨年度の協議会の運営支援業務の受託者であった。昨年度実施した運営支援業務で得た知見等を漏れなく本業務に生かすことができ、関係機関等の調整の負担も軽減できることから、本業務を履行することができるのは指定事業者以外にいない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	都市整備課
31	5月20日	自書式投票用紙読取分類機の点検及びファイル作成等委託（参議院議員選挙）	株式会社ムサシ 東京第一支店	1,031,800	読取分類機にインストールするファイル作成を一括して行い、開票当日に機器の動作不良が起きた際に迅速に対応できるのは、当該製品の製造元である指定事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	選挙管理委員会事務局
32	5月23日	墨田区画街路第12号線整備に係る事業推進支援業務委託	一般社団法人公共用地サポートセンター	1,969,000	指定事業者は、令和2年度から本業務を受託しており、今年度の本業務の基礎となる用地リスク調査票の作成及び更新を行っているため、対象地区の状況に精通している。また、これまでの業務で対象地区の地権者との信頼関係が構築できていることから、本業務を効率的かつ効果的に履行することができる唯一の事業者である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	立体化推進課
33	5月24日	参議院議員選挙における選挙公報の各戸配布委託（単価契約）	株式会社ゲンキ	単価契約	本件は、7月10日執行予定の参議院議員選挙における選挙公報を区内の全世帯に配布するものであり、全自治体が同様の業務を行うため、確実に業務を履行することができる事業者を確保する必要がある。指定事業者は予算額の範囲内で、かつ限られた期間内に全戸配布を行うことができる唯一の事業者である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	選挙管理委員会事務局

項番	契約日	件名	契約の相手方	契約金額（円）	指定理由	根拠法令	担当課
34	5月24日	すみだ郷土文化資料館収蔵資料燻蒸及び館内殺虫消毒委託	関東港業株式会社 文化財保存対策事業部	1,578,500	特別収蔵庫内の燻蒸は、公益財団法人文化財虫菌害研究所の認定薬剤で、毒性が低く地球温暖化係数0のアルプを使用し密閉燻蒸法を用いて行う。アルプは、専門性・安全性の観点から製造元が取扱業者を認定しており、関東圏内でアルプを取り扱える事業者は指定事業者以外にいない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	地域教育支援課
35	5月24日	新型コロナウイルス感染症疫学調査システム構築作業及び運用保守委託	富士フィルムビジネスイノベーションジャパン株式会社 公共文教支社	7,822,551	本業務は、新型コロナウイルス感染症患者をクラウド上で管理するシステムを構築するものであるが、今般の陽性者数の増加により、早急に管理体制を整備でき、墨田区仕様に構築可能な事業者を選定する必要がある。 指定事業者は、限られた期間内に当該システムを構築することができ、かつ予算の範囲内で本業務を履行することができるため、指定事業者を指定する。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	保健予防課
36	5月24日	新型コロナウイルス感染症疫学調査システムソフトウェアのライセンスの使用(単価契約)	富士フィルムビジネスイノベーションジャパン株式会社 公共文教支社	単価契約	指定事業者は、新型コロナウイルス感染症疫学調査システムソフトウェアのライセンス権を所持しているため、指定事業者から当該ソフトウェアの使用権を取得する必要がある。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	保健予防課
37	5月24日	町会・自治会加入促進マニュアル制作等業務委託	株式会社 K I T A B A 東京事務所	2,816,000	本業務を行うに当たり「墨田区プロポーザル方式実施要綱」に基づくプロポーザルを実施し、指定事業者を選定した（令和4年5月10日付け4墨地地第164号決定）。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	地域活動推進課
38	5月25日	家具転倒防止器具取付事業委託（単価契約）	協同組合すみだ建築センター	単価契約	指定事業者は、建設業又は土木建築サービス業を行う事業者で構成された団体であるため、家具転倒防止器具の取付依頼が複数同時にあった場合に、当該団体のネットワークを活用して速やかに調整・手配することができる。よって、指定事業者は、本業務を迅速かつ効率的に履行することができる区内で唯一の団体である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	防災課
39	5月25日	ガラス飛散防止フィルム取付事業委託（単価契約）	協同組合すみだ建築センター	単価契約	指定事業者は、壁装技能士・2級施工管理技士の資格を有するガラス・サッシ工事業者及び内装工事業者が多数在籍する団体であるため、ガラス飛散防止フィルムの取付依頼が複数同時にあった場合に、団体のネットワークを活用して速やかに調整・手配することができる。よって、指定事業者は、本業務を迅速かつ効率的に履行することができる区内で唯一の団体である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	防災課

項番	契約日	件名	契約の相手方	契約金額（円）	指定理由	根拠法令	担当課
40	5月25日	あずま百樹園再整備における関係機関調整資料作成委託	株式会社爽環境計画	3,050,000	本業務に当たっては、令和3年度に区が実施した関係機関(UDCすみだ、向島警察署、沿道住民等)との調整結果を把握・分析することが必須である。 指定事業者は、令和3年度「あずま百樹園再整備実施設計等委託」の受託者であり、当該関係機関調整に区の補助として携わっていることから、記録や成果だけでは把握しがたい関係機関の意向を詳細に把握しているため、本業務を効果的かつ効率的に履行することができるのは、指定事業者以外にいない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	都市整備課
41	5月26日	低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金に係るシステム改修委託	株式会社ジーシー東京支社	1,980,000	本業務は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた低所得の子育て世帯への生活支援を緊急に行うことを目的とするものである。 指定事業者は、墨田区で運用している当該システムの開発元であり、著作権上の理由から、本業務を履行することができるのは指定事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	子育て支援課